ロ　当該育成事業に係る講習等は、当該育成事業の内容に応じ、次に掲げる事項を含むものであること。
(1) 環境の保全に関する指導又は協働取組の促進に必要な知識又は技能に関する事項
(2) 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能に関する事項
ハ　当該育成事業の内容に応じ、講習等を受けようとする者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
二　人材認定等事業のうち認定に係る事業（以下「認定事業」という。）次に掲げる要件を満たすものであること。
イ　書面審査、口述審査又は実地審査（以下「審査」という。）を行うものであること。
ロ　当該認定事業に係る審査の方法及び基準が明確であること。
ハ　当該認定事業に係る審査の基準は、当該認定事業の内容に応じ、次に掲げる基準を含むものであること。
(1) 環境の保全に関する指導又は協働取組の促進に必要な知識又は技能の水準に関する基準
(2) 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能の水準に関する基準
ニ　当該認定事業の内容に応じ、審査を受けようとする者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
三　人材認定等事業のうち教材の開発及び提供に係る事業（以下「教材開発・提供事業」という。）環境保全の意欲の増進又は環境教育に関する教材（以下「環境教育教材」という。）であって、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育を行う者又は環境の保全に関する学習を行う者の利用に供するものを開発し、これらの者に提供するものであること。

（登録の申請）

第五条　法第十一条第一項の登録の申請をしようとする者は、同条第二項第一号及び第二号に定める事項のほか、次に掲げる事項を記載した様式第四による申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　人材認定等事業の名称
二　人材認定等事業の行われる場所
三　育成事業及び認定事業については当該事業の対象となる者の範囲、教材開発・提供事業については当該事業に係る環境教育教材の提供の対象となる者の範囲

2　前項の申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添付するものとする。
一　申請者が個人である場合は、その住民票の写し
二　申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
三　申請者が法第十一条第三項各号の規定に該当しないことを説明した書面
四　直近の三事業年度の各事業年度における登録の申請に係る人材認定等事業の実績を記載した書類
五　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
六　登録の申請に係る人材認定等事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類
七　申請者が個人である場合は、所得税に係る納税証明書
八　申請者が法人その他の団体である場合は、財務諸表
九　前各号に掲げる書類のほか、次のイからハまでに掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次のイからハまでに掲げる書類その他の資料
イ　育成事業　次に掲げる事項を記載した書類
(1) 当該育成事業に係る手数料に関する事項
(2) 当該育成事業に係る講習等を受けようとする者の安全の確保を図るための措置に関する事項
(3) 当該育成事業に係る講習等の講師の氏名、職業及び略歴並びに講習等の受講定員に関する事項
ロ　認定事業　次に掲げる事項を記載した書類
(1) 当該認定事業に係る手数料に関する事項
(2) 当該認定事業に係る審査を受けようとする者の安全の確保を図るための措置に関する事項
(3) 当該認定事業に係る審査の方法及び基準
ハ　教材開発・提供事業　直近の三事業年度において開発した環境教育教材及び当該教材の概要（価格及び提供先に関する事項を含む。）を記載した書類
十　その他参考となるべき事項を記載した書類

（登録基準）

第六条　法第十一条第四項第二号の主務省令で定める基準のうち経理的基礎に係るものは、次に掲げるものとする。
一　申請者が個人である場合は、人材認定等事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資金を確保する見込みがあること。
二　申請者が法人その他の団体である場合は、債務超過の状態にないこと及び支援事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資力を有していること。

2　法第十一条第四項第二号の主務省令で定める基準のうち技術的能力に係るものは、次に掲げるものとする。
一　申請者が個人である場合は、人材認定等事業の実施に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための能力を有していること。
二　申請者が法人その他の団体である場合は、当該業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。
三　登録の申請に係る育成事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。
イ　申請者が個人である場合は、当該申請者が当該育成事業において三年以上講習等の業務に従事した経験を有していること。
ロ　申請者が法人その他の団体である場合は、その構成員に当該育成事業において三年以上講習等の業務に従事した経験を有する者が一人以上含まれていること。
ハ　当該育成事業に係る講習等を、当該育成事業において三年以上講習等の業務に従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者が行い、又はこれらの者の指導の下に適切に行うものであること。
ニ　直近の三事業年度の各事業年度において当該育成事業に係る講習等を受けた者が五人以上であること。
四　登録の申請に係る認定事業については、直近の三事業年度の各事業年度において当該認定事業に係る審査を行っていること。
五　登録の申請に係る教材開発・提供事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。
イ　直近の三事業年度において開発した環境教育教材の内容が環境保全の意欲の増進又は環境教育に効果を有すると認められるものであること。
ロ　直近の三事業年度の各事業年度において当該事業に係る環境教育教材を環境保全の意欲の増進若しくは環境教育を行う者又は環境の保全に関する学習を行う者に広く提供していること。

（変更等の届出）

第七条　法第十一条第七項の規定による届出は、同条第二項各号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第五、登録人材認定等事業の廃止に係る場合にあっては様式第六による届出書によってしなければならない。